

令和6年第 12 回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年12月6日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中・東会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東 部 地 区	古 市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西 浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	×		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒 ヶ 谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西 部 地 区	埴 生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高 鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹 比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 13名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 1名） （推進委員 0名）

農業委員会事務局 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎弘樹
案 件

・報告	第 27 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告	第 28 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4 件
・議案	第 26 号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
・議案	第 27 号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
・議案	第 28 号	農用地利用集積等促進計画（案）の承認について	4 件
・議案	第 29 号	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定に係る意見聴取について	2 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより 令和6年第12回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立して おりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、 12月に入りまして本年も早いものであと二十日余りということになりました。 今年は、秋というのはいつやったのかな、いきなり冬が来たのかなという 感じで、今日も非常に冷たい風が吹いておりますけども、これから、季節的な ものですが、インフルエンザ等感染も増えておりますので、体調には十分注 意してもらい、少し早いですが新しい年を迎えてもらいたいと思います。 また、先月は、農地パトロールや府内研修と色々行事にご参加いただきまし てほんとにありがとうございました。 それでは、案件の概略の説明の方、事務局からよろしくお願いしたいと思います。
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第12回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区1件、埴生地区1件の合計2件です。 次に、報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 高鷲地区1件、埴生地区2件、西浦地区1件の合計4件です。 次に、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件です。 次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 古市地区1件です。 次に、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 駒ヶ谷地区3件、古市地区1件の合計4件です。 最後に、議案第29号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定に係る意見聴取について 古市・水守地区1件、河原城・埴生野地区1件の合計2件です 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が6件、議案案件が8 件の合計14件となります。 なお、本日欠席の委員は西浦地区の高橋委員です。 それでは議長よりよろしくお願い致します。

奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を植野委員と尼丁委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第27号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 まず1件目です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、軽里一丁目90番1 地目は、田 面積は、248㎡ 軽里一丁目90番3 地目は、田 面積は、7.49㎡ の二筆となっております。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、倉庫で、この案件については既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、麻委員です。 2件目です。 位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、野々上五丁目75番2 地目は、田 面積は、109㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、居宅で、この案件は既に転用済みとなっております。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願い致します。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認をお願いします。 続きまして、報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 1件目です。 位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。

	対象農地は、高鷲三丁目408番1 地目は、田 面積は、1,505㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、奥野会長です。 2件目です。 地図④5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、伊賀一丁目360番1 地目は、田 面積は、580㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、資材置場です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 3件目です。 位置図⑤5条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、西浦六丁目480番1 地目は、田 面積は、102㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、資材置場です。 現地確認委員は、井口委員です。 4件目です。 地図⑥5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、向野一丁目44番3 地目は、田 面積は、417㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場です。 現地確認委員は、尼丁委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願い致します。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員、承認願います。
奥野議長	つづきまして、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第26号農地法第3条の規定による許可申請につきて、ご説明させていただきます。 地図⑦3条許可をご参照ください 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、羽曳野市大黒846番2 地目は、畑 面積は、720㎡

	譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は大黒地内にある南阪奈道路の近隣に位置する、市街化調整区域内のブドウ畑であります。 譲渡人は、府外に居住され、通作が困難なため耕作できず、近隣でブドウ栽培農家である譲受人が今回購入し規模拡大をされるものです。 現地確認したところ、来年の栽培は出来る状況で支障になるほど荒れてはおりませんでした。 譲受人については、近隣地区でブドウ畑を所有、又は借りておられ、これまでの実績も十分認知されており、今後も有効に農地を活用されると判断しております。 説明は以上です。 現地確認委員は堀内副会長です。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	12月2日に事務局の葉山さんと現地に行ってきました。そこに譲り渡し人の住人らしき方がおりまして、今片づけをしているということで、現場はそんなに荒れていませんので、特に問題ないと思います。 よろしくお願いいたします。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。 地図⑧第5条許可をご参照ください。 本件は、古市地内にある市街化調整区域内農地の所有権移転を行い、譲受人が転用行為を行うものです。地区名は、古市地区 申請地は、古市1691番1地目は、田 面積は、411㎡ 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は、露天資材置場 権利の種類は、所有権移転です。農地区分は、第2種農地と判断しております。 譲受人の法人は、建設業を営んでおり、申請地の近隣には事業所と既存の露天駐車場を設置して事業を展開されています。 転用の理由は、南大阪地域からの受注増や、羽曳野市尺度地内に借りていた資材置場が利用出来なくなったため、近隣で資材置場を設置する必要が早急に生じたため、選定地を数件絞り地権者と交渉されましたが、価格の折り合いや接道条件が合わない中、今回の申請地は、地権者が高齢であることで耕作の維持が困難な農地で活用に困っている事、また、条件的に南阪奈道路側道という大きな道路の沿道にあり資材置場として計画している条件を満たしている土地であることから双方の思いが一致して転用することとなりました。 申請において、水利同意や隣接農地の同意も得ております。事業者としての資格・免許も確認しております。転用整備の事業資金につきましても事業者から

	口座の添付をいただき事業完遂に必要な預金残高があることを確認しております。 また、申請書類上必要な書類は添付されておりますので、今回の申請につきましては、許可やむを得ないものとして事務局として判断しております。 説明は以上です。ご審議願います。
奥野議長	古市地区の農地法第5条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	本日12月6日午前中ですが、現地の立会いを事務局とさせていただきます。 現地の状況ですが、耕作放棄地ではないのですが、管理が中程度、申請にありましたように所有者につきまして高齢であることで、将来この農地について、放棄される可能性があるということを考えまして、やむを得ないということで認めていくということです。 報告は以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、古市地区の農地法第5条の規定による許可申請について許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	議案第28号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第28号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について4件ご説明申し上げます。 まず1件目です。 地図⑨利用権設定をご参照ください。本件は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。 農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は、壺井480番2 地目は、畑 面積は、1,520㎡ 権利の種類は、貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。 現地につきましては、壺井地内にある市街化調整区域内の農地です。 この案件は、更新案件でございまして、農地を借りておられる方がワイン用のブドウを栽培されていまして、条件に付きまして引き続き同じ条件で更新をすると双方合意をいただいております。 また、周辺農地からの苦情等も無く、更新後も農地を営農計画に沿って有効に利用されると判断しており、問題は無いと判断しております。 現地確認委員は吉田繁委員です。 2件目です。 地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。申請地は、古市1714番1 地目は、田 面積

事 務 局	は、854㎡ 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。 現地につきましては、古市地内にある石川プラザ周辺にある市街化調整区域内の農地で、転借人は、市外在住の方ですが、通作には30分圏内を通え、機材や従事日数については、営農計画を遂行できる基準を満たすものと判断しております。 申請地の近隣に水路があり耕作の状況には適していると判断しております。 以上のことから勘案しまして、当案件の耕作についての支障はないと判断しております。 現地確認委員は松本武博委員です。
	3件目です。 地図⑪利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、駒ヶ谷918番19 地目は、山林 面積は、142㎡ 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては議案書のとおりです。 契約期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。 現地につきましては、駒ヶ谷地内の山間部にある市街化調整区域内にあるブドウ畑です。地権者が高齢であり耕作の維持が難しい状況の中、同地区において同じくブドウの栽培を行っている法人が借受けることになり申請をされたものです。 営農計画どおり遂行できる、実績と機材は十分にあり、農地を有効に活用され、周辺農家に支障となることは無いと判断しております。 現地確認委員は、植野委員です。 4件目です。 地図⑫利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は、駒ヶ谷585番5 地目は、畑 面積は、396㎡ 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては議案書のとおりです。 契約期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。 現地については、駒ヶ谷地内の山間部にある市街化調整区域内にあるブドウ畑です。地権者が高齢であり耕作の維持が難しい状況の中、地権者の下一連の作業を見習いとして手伝っていた転借人が今回ブドウ畑を借受け、申請されたものです。転借人は、農業大学校で受講している経歴があり、見習い期間中では、ブドウの栽培、管理、出荷の経験をつんでおり、地権者からの信用も厚く、機材についても動力噴霧器等所有しており、営農計画にある従事日数も十分満たしていることから、今後の農地の利用については問題無いと判断いたします。 現地確認委員は植野委員です。

	以上4件の案件についてご審議願います。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	12月4日に現地を確認に行ってきました、おっしゃったとおりブドウは植えられているんです。それなりに草も生えているのですが、他の土地に影響はないと思います。電柵もされイノシシ除けの、全然に問題はないと思われます。また、様子を見ます。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	12月の初めに見てきて、普段から常時見ている場所ですので、それほど問題はないのですが、所有者については後継者、ご主人が亡くなって、農業をするかどうか分からないという状態の中で土地を貸すということで、新規就農の●●さんに、貸すということになりました。●●さんは、あまり農業機材を持ってないので、■■■さんに、助けてもらい機械を借りて現在着々と農業をやっている状態の人です。問題はありませんので、以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	12月1日に現地の確認に行っていました。高齢者ということで、引続き借りてブドウ栽培、今のところデラウェア、特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	これにつきましても同じ貸し付けの設定ということで、12月1日に現地の確認に行っていました。場所はグレープロードと飛鳥川の間にブドウ畑が集

	積しているところです。借受け人の人は若い人で非常に熱心で、十分継続して栽培をしていけると思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第29号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。
市長部局	皆さまこんにちは、羽曳野市農とみどり推進課の吉崎です。よろしくお願いいたします。 本日は、先ほど会長の方からご説明がありましたが、農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく計画に対しての農業委員会に意見を照会させていただきます。 令和5年4月の法改正により農業経営基盤強化促進法が改正されまして、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき、市町村は地域計画という計画を作らなければならなくなりました。その地域計画というのは何かというのを今からご説明させていただきます。 地域計画についてご説明する前に、まず皆様に日本の現在の農業の状況を知っていただく必要があります。 羽曳野市にとどまらず、日本において、農業者の人口が減少しており、農業者が減るということは、農地を適切に使う者・管理する者が減ることになり、その結果、耕作放棄地や遊休農地が増える未来につながります。 このことを国が懸念しており、そこで国がとった対策としましては、将来の農地およそ10年後の農地の利用を誰がどのように管理するか、どのような農業にするかなどの農業の在り方を集落単位で話し合っ計画を作ってくださいという、地域計画が法律に組み込まれました。 その法律ができたことによって、我々市町村が皆様にご協力をいただきながら計画策定に向けた動きをしているところであります。 次に、地域計画とはモニターに書いているとおり、高齢化や担い手不足が心配されるなか、地域や集落の話合いに基づき概ね10年後までに、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や当該地域における農業の将来の在り方を明確にし、市町村により公表するものであり、集落単位での農地をだれが管理していくのか将来どんな農業にしていくのかというのを話し合ってくださいという内容になっています。その地域の皆様が話し合った内容を我々市町村が計画として作りまして大阪府に提出する、そして、提出したのちに羽曳野市のホームページに公表する。たとえば、碓井地区では計画はできておりまして、公表しておりますが、碓井地区ではイチジクやウスイエンドウを残していきますよという計画を作っていますので、イチジクやウスイエンドウを作りたいなという方がホームページを見てここで農業やりたいなという働きもあるという形になります。

市長部局	次に、地域計画をどのように作るかっていう話になるのですが、地域計画を作る手順に関しましては、1 から5 番のプロセスを踏んでいかなければなりません。まず対象地域の地権者、耕作者にアンケートを送りまして、そのアンケートを我々農とみどり推進課が回収したのちに、アンケートの結果を集計してその集計した結果の情報を皆さまに提示したうえで話し合っていて、農協とか農業委員会、大阪府みどり公社といった関係機関に意見照会をして最後、市長決裁を得て公表という流れになっています。 今日は、4 段階目の関係機関との意見照会ということで私が寄せていただいております。 それでは、ここからは古市・水守地区並びに河原城・埴生野地区の計画の案ができましたので、皆様ご覧になっていただきたいと思います。 〈今までの各地域の話し合いの状況画像を紹介〉 まずは古市・水守地区からです。 上から順に説明いたします。策定年月日はまだ策定できていないため、空白となっております。目標年度の目標とは十年後を指しますので令和16 年度となっております。市町村名は羽曳野市、そして地域名は古市・水守地区でありますので、古市・水守地区と記載しておりますが、かっこにあります地域農業集落名は農業センサスに記されている地域を書かなければいけないため、当該エリアは高屋・水守・大黒となっております。地域計画の区域の状況 古市・水守地区の農用地等面積いわゆる農地の面積は19.2ヘクタールとなっております。これは別添の目標地図にあります、黒枠内になる農地のことを示しております。19.2ヘクタールという数値は、枠内の農地を農地リストにある面積を合計して導き出しております。そして19.2ヘクタールのうち、田が19.1ヘクタール、畑0.1ヘクタール、これも農地リストの情報で区別しています。古市・水守地区ではほとんどが田ということが確認できます。 ④の区域内において規模縮小などの意向のある農地面積の合計については先ほど説明しましたアンケートにおいて10年後には農業をやめたい、もしくは今農業をやめています、という方が所有しておられる農地の面積を合計した結果が、2.8ヘクタールとなっております。 ⑤の区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計となっておりますが、これは後ほど説明します。 区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計というのが、年齢70歳以上と回答した方が所有している農地の合計を抽出すると9.5ヘクタールとなっております。 さらに70歳以上の方が10年後までに後継者がいるか聞いたところ、いてない、わからないと回答した方の面積が3.4ヘクタールとなっております。 (2)地域農業の現状及び課題となっていて、ここから先ほど見ていただきました地域の地権者が話し合った結果を記載しています。(2)につきましては、古市・水守地区の農業の現状と課題は何ですかと話し合ったところ、古市・水守地区では主に水稻栽培が行われており、一部本市の特産品であるイチジクも栽培されていますよと、また北側ですね、ここは、市街化区域であり、住宅が並んでいまして、市街化区域から、生活排水やごみが水路を通じて農地
------	---

市長部局	に流入しますよという課題が上がってきました。加えて当該地域には若干数の資材置場がありますので、今後も農地転用が進む恐れがあり、農地の減少や景観の維持が困難となる不安も抱えているという課題が地権者から上げられました。 アンケートにより13.1ヘクタールの農地について確認でき、その内、70歳を超え、農業者がいない又は未確定となっている面積は6.1ヘクタールという結果となったことから、将来的より一層高齢化及び耕作者が減少し、遊休農地が増えますというアンケートの事実を基に課題も記載しております。 このようなことが古市・水守地区の農業の課題、皆様が意見を出していただいた課題を文章にしています。 次に地域における農業の将来の在り方で、古市・水守地区において将来どんな農業をしていくのかというのを話し合っていた結果、古市・水守地区の農業を将来、維持発展させていくためには、自家消費を目的とした農業を継続していく他、生計を立てられる農業を目指す必要がある。米だけでは生計を立てられないので、販売単価の高い農業をしていかなければいけない。そのため、主に行われている水稻栽培から、販売単価の高い果樹や野菜の栽培をしていきますよと皆様から話し合った結果を書いております。 また、古市・水守地区は新規参入しやすい地域であるため、後継者の育成に力を入れる。そして、懸念されている遊休農地の増加を防ぐために、農地を農業者の憩いの場・交流の場として残し、経験者・新規就農者を問わず、未耕作地を紹介し農地を活用しやすい環境に作ります、という将来のことを描いてくれました。ここが将来についての方針を示していただいています。農地を普通に耕して使っていくわけではなくて、農業者の憩いの場とか交流の場として使っていきますよと、新規参入者が古市・水守地区に入りやすい環境にありますので、もっと、新規参入しやすい環境づくりを目指していきますよという話し合いの結果となりました。 農業の将来に向けた用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針については農地をどのように扱っていくかを記載しており、古市・水守地区の農地利用は認定新規就農者及びこれらを目指す者に優先的に集積・集約するとなっております。次に担い手の集積率6%については、担い手が耕作している経営面積から今回策定対象地域の面積の19.2ヘクタールで割り戻した数値を記載しております。 目標とする集積率の50%について、特段定めはありませんが、羽曳野市基本構想で担い手の集積率が40%と定められているため、基準値を上回る数値に設定しています。 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針については農地をどのように扱っていくかを記載しており、古市・水守地区の農地利用は認定新規就農者及びこれらを目指す者に優先的に集積・集約するとなっております。次に担い手の集積率6%については担い手が耕作している経営面積から今回、策定対象地域の面積19.2haで割り戻した数値を記載しております。 農業者の集積、集団化の取組とは 先ほど説明しました、農業の将来方針の実現するため、どうしていくのかより具体的に示す指針を示しております。内容は記載しているとおりとなっております。
------	--

市長部局	最後、地域内の農業を担う者一覧については、認定農業者、大阪版認定農業者、認定新規就農者、規模を拡大していく者のいずれかに該当する方の氏名を記載しています。古市・水守地区では6名が該当します。AからFさんの6名が将来10年後までに耕す農地を個別に着色しております。 1ページの⑤に入る数値は0.1ヘクタールとなっております。 次に河原城・埴生野地区です。策定年月日は空白となっており、目標年度も10年後で令和16年度となっております。地域名は河原城・埴生野地区となっており、河原城・埴生野地区の農地の面積が1.8ヘクタールとなっており、河原城地域に市街化区域がありますが市街化調整区域を対象としていますので、市街化区域は除いています。1.8ヘクタールのうち、田の面積が1.2ヘクタールであり、畑の面積は0.6ヘクタールでした。 また、アンケート調査の結果、1.8ヘクタールのうち、70才以上の農業者の農地面積の合計は1.2ヘクタールであり、そのうち後継者不在の農業者の農地面積の合計は0.5ヘクタールでした。河原城・埴生野地区の現状及び課題について話し合った結果、主に水稻栽培が行われていますが、野菜の栽培も行われています。河原城地域についてはパイプラインが設置されていて池から給水ができるので水には困らないのですが、埴生野地域にはパイプラインが設置されていないので、灌水が困難であり、近年猛暑日が続いて水不足に陥っている。埴生野地区には工場が密集しており、農地への進入経路が少なく分かりづらいというのも課題にあげていただいています。河原城・埴生野地区は、古市、碓井、駒ヶ谷に比べて、新規参入者の定着率が低く、またアンケート調査からも離農していると回答した方が多く、後継者の問題についても書いています。河原城・埴生野地区における農業の将来の在り方については河原城・埴生野地区の農業を維持していくためには、今後、地権者及び地権者の後継者が兼業農家として農地を利用していく他、その一環として、長期的な次世代担い手の育成に向け、若い世代に農業に対する興味をもってもらうため、農業の魅力を伝える情報発信や農業体験の実施を検討したい。また、一部の農地については、河原城地区には近くに丹比小学校があり、小学校での農業体験をして、授業の一環で農業の魅力に触れ、その授業を受講した生徒が将来大人になった時、農業をしてもらえるように活動をしていきたいという意見をもらいました。 河原城・埴生野地区の農地をどのように集めていくかというのですが、古市・水守地区と同様、認定農業者・認定新規就農者などの中心に農地を集めていきたい。違うところは、担い手の集積率ですが、河原城・埴生野地区では担い手がいないので0%になります。 将来の目標の集積率については40%以上と書きたいのですが、0%からの40%は厳しいので、半分の20%にしてほかの集落のところでカバーしたいと思っています。羽曳野市内の合計で40%としないといけないので、平均的に40%にしたいと考えています。 3番目に関しては、将来どのようにしていくのかという具体的な措置を書いております。違うところは最後の担う者一覧という話ですけども、地域の話し合いを河原城・埴生野地区でやったのですが、認定農業者・認定新規就農者が現れなかったもので、ここが空白となっております。ここが古市地区と違うと
------	--

市長部局	ころとなっています。古市の地図ですが個人名が書かれております。大阪府及び大阪府みどり公社にはこのままで送付いたしますが、公表の際は個人情報保護の観点から氏名をアルファベット表記でホームページに公表いたします。 以上、古市・水守地区の計画と河原城・埴生野地区の計画になっています。 地域農業者の意見が適切に反映されているかどうか、当計画は適当かどうか農業委員会様に意見を求めますので、よろしくお願いします。
奥野議長	まず1件目の古市・水守地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	異議なし
奥野議長	異議がないようですので、古市・水守地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	2件目の河原城・埴生野地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	河原城は担い手さんがおられないというのをここにいれといてもいいのですか？
市長部局	いなかったのは仕方がないので、表は古市と違って名前を書くことができないのですが、地図は作らないといけないので、名前を該当しない形で地図を作る運びとなります。
奥野議長	よろしいですか、異議がないようですので、河原城・埴生野地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15：05】